

茨城県建設産業団体連合会長 殿

茨 城 県 土 木 部 長

建設工事事務事故防止対策の強化及び年末年始の工事現場の 交通渋滞・安全対策について（通知）

建設工事事務事故防止対策については、令和5年4月18日付け検第65号（建設工事における労働災害防止対策及びゴールデンウィーク期間中の交通渋滞・安全対策について）により、安全管理の徹底を図っていただいているところですが、改めまして、貴関係団体に対して、下記の事項1に留意していただき、再度、安全管理の周知徹底をお願いします。

また、年末年始につきましては、各工事受注者に対して、工事現場において片側通行止め等の交通規制を行う際に交通渋滞を発生させないよう万全の対策を講じるとともに、期間中工事を休止する際に工事現場内の安全管理が適切に行われるよう、下記の事項2に留意していただき、安全対策について周知徹底をお願いします。

記

1 建設工事における労働災害防止対策について

- (1) 本体工事に係る作業はもとより、車両や建設機械の基本的な操作・点検及び適用範囲に、さらに入念な注意を払うこと。（建設機械施工安全技術指針、建設機械施工安全マニュアル参照のこと。）
- (2) 準備工や後片付け工及び軽微な作業等においても、本体工事と同様の安全対策を図ること。
- (3) 高所作業を行う場合には、安全帯の使用や転落防止柵・防網の設置等、適切な対策を図ること。
- (4) 作業計画及び施工計画書に従い、記載された安全管理の確認・指導、新規入場者教育及びKY活動等を徹底すること。特に、地下埋設物及び架空線近接箇所に関する作業には注意を払うこと。
- (5) 事故発生時には速やかに監督員に報告すること。また、緊急時（休日等）の連絡体制について、監督員と受注時に確認しておくこと。
- (6) 発注機関と合同で安全管理に関する説明会を開催し、建設業者へ安全管理の観点を明確に伝えること。（説明会を開催する際には、労働基準監督署や建設機械メーカー等から講師を派遣依頼するなど工夫すること。）また、現場の特性に応じた安全管理を徹底すること。

2 年末年始の工事現場の交通渋滞・安全対策について

- (1) 期間中は災害等緊急の場合を除き、極力交通規制を行わないような作業とすること。
- (2) やむを得ず交通規制を行う場合は、
 - ・最小区間及び最短時間の規制にとどまるよう努めること。
 - ・迂回路への誘導を図るため、わかりやすい案内表示に努めること。
 - ・できる限り実務に精通した交通誘導員の確保に努めること。

3 その他（参考）

（別添）「令和5年度年末年始労働災害防止強化運動の推進について」（茨城労働局長）



茨労発基 1201 第 3-3 号
令和 5 年 12 月 1 日

茨城県土木部検査指導課長 殿

茨城労働局長



令和 5 年度年末年始労働災害防止強化運動の推進について（要請）

初冬の候、貴機関におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働災害防止をはじめとする労働行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県内における令和 5 年 10 月末現在における労働災害による休業 4 日以上
の死傷者数は新型コロナウイルス感染症によるり患者を除き 2, 386 人となり、前年
同期比で 98 人の増加となっています。また、転倒災害が第三次産業を中心に増加して
おり、特に製造業の増加率が顕著な状況にあります。

一方、労働災害による死亡者数は、令和 5 年 10 月末現在で、前年同期と比べて 9 人
減少しているが、今なお 16 人もの尊い命が失われています。さらに業種別では、製造
業と建設業でそれぞれ 4 人、この 2 業種で全体の半数を占めており、事故の型別では、
「墜落・転落」、「交通事故（道路）」の順に多く発生しています。

これらの状況に加えて、年末年始は、慌ただしい中での掃除や、保守点検の作業が増
え、労働災害の発生リスクが大きくなることから、作業前点検の実施、作業手順や交通
ルールの遵守、非常作業における安全確認の徹底、感染予防を含めた労働者の健康状
態の確認等に全員で取り組むことが、より一層重要となります。

このため、茨城労働局及び県内の労働基準監督署では、別紙実施要綱のとおり、令和
5 年 12 月 1 日（金）から令和 6 年 1 月 31 日（水）までの期間、「令和 5 年度 年末年始
労働災害防止強化運動（以下「強化運動」という。）」を展開することといたしました。

つきましては、本強化運動及び実施要綱に記載の事業場の実施事項に関して、
傘下の会員事業場に対し、広く周知・徹底していただきますよう要請いたします。

【別添資料】

- No. 1 「令和 5 年度年末年始労働災害防止強化運動」実施要綱
- No. 2 同強化運動 リーフレット
- No. 3 茨城県内の労働災害発生状況（令和 5 年 10 月末速報値）
- No. 4 令和 5 年 県内の労働災害発生状況（令和 5 年 10 月末速報値）
- No. 5 令和 5 年 死亡災害事例（茨城県内の 10 月末現在）
- No. 6 転倒災害防止リーフレット（茨城局版）
- No. 7 職長等のみなさまへ（リーフレット）

（参考） 令和 5 年度年末年始無災害運動リーフレット（中災防）

令和5年度 年末年始労働災害防止強化運動実施要綱

厚生労働省 茨城労働局

1 趣 旨

茨城県内における令和5年10月末現在における労働災害による休業4日以上之死傷者数は新型コロナウイルス感染症によるり患者を除き2,386人となり、前年同期比で98人の増加となっている。また、転倒災害が第三次産業を中心に増加しており、特に製造業の増加率が顕著な状況にある。

一方、労働災害による死亡者数は、令和5年10月末現在で、前年同期と比べて9人減少しているが、今なお16人もの尊い命が失われている。さらに業種別では、製造業と建設業でそれぞれ4人、この2業種で全体の半数を占めており、事故の型別では、「墜落・転落」、「交通事故（道路）」の順に多く発生している。

年末年始は、慌ただしい中での大掃除や、機械設備の点検・再稼働等の作業が増え、労働災害の発生リスクが大きくなることから、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認等に全員で取り組むことが、より一層重要となる。

このような状況を踏まえ、労使双方が力を合わせて一年を無災害で締めくくり、誰もが安全で健康な新年を迎えられるよう、労働災害防止のための取組の強化を図る「令和5年度年末年始労働災害防止強化運動（以下「強化運動」という。）を以下により展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）までとする。

3 実施者

- (1) 茨城労働局及び各労働基準監督署
- (2) 各事業場

4 実施事項

(1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

- ① 経営者団体・災害防止関係団体等に対する強化運動の取組への要請の実施
- ② 労働局幹部及び労働基準監督署長による安全パトロール等の実施
- ③ 建設工事現場に対する集中的な監督指導の実施
- ④ ホームページ等を通じた強化運動の取組への周知啓発

(2) 事業場における主な実施事項

- ① 経営トップによる年末年始の労働災害防止に関する決意表明
- ② 事業場の代表者等による安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査及び作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の揚げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター等の掲示
- ⑦ KY（危険予知）活動を活用した非定常作業の労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ⑨ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑩ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑪ 高年齢労働者の安全と健康確保のための対策の推進
- ⑫ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑬ 感染症拡大防止対策の徹底

(3) 重点業種別の対策

ア 製造業

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、墜落・転落災害が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 機械設備の回転部分等に安全カバーを取り付け、点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させる。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられていることを確認する。
- ② 作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害のリスク低減をする。食品工場等水を扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、滑りにくい作業靴を使用する。
- ③ 高所に物の置き場所がある場合は、手すりを取り付け、高所で作業する場合は、墜落制止用器具を使用する。

イ 建設業

建設業では、墜落・転落災害が多く発生していることから、墜落防止対策を中心に、以下に留意する。なお、令和5年10月から労働安全衛生規則の改正により、足場の点検者の指名、足場の組立て等後の点検者の記録・保存が必要になっていることに注意する。

- ① 足場を設置してから作業する。荷の搬入などにより一時的に手すりを取り外した場合、必ず関係者に伝え、後回しにせず直ちに復旧する。
- ② 手すりを取り外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具を着用し、墜落による危険を防止する。
- ③ はしごや脚立を使用するときは、使用方法を遵守し、安全に作業する。
- ④ 建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置する。
- ⑤ 土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置する。

ウ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック荷台等からの墜落災害が多く発生していることから、荷主の理解と協力を得つつ以下に留意する。なお、令和5年10月から労働安全衛生規則の改正により、最大積載量2トン以上の貨物自動車に昇降設備、保護帽の着用が必要となり、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業は、令和6年2月から特別教育が義務化になるので、注意する。

- ① 荷台への昇降を安全にするため、車両へ足を掛けるステップやつかまることのできるグリップを取り付ける。
- ② 荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、墜落防止のための親綱や簡易作業台を設置する。
- ③ ロールボックスパレット（カゴ車）の安全な取り扱い、特にテールゲートリフターを使用してロールボックスパレットを取り扱う場合の安全対策を徹底する。
- ④ ヘルメット（墜落防止用の保護帽）を着用する。

エ 第三次産業

小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策も徹底する。
- ② 作業面や通路の凹凸を補修する等、転倒災害の防止に取り組む。
- ③ 安全推進者を選任し、安全衛生活動、安全衛生教育などの労働災害防止対策に取り組む。
- ④ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を徹底し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保する。
- ⑤ 正しい荷物の持ち方等腰痛予防教育の実施や腰痛予防体操を実践する。

年末年始労働災害防止強化運動

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切です。

特に年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。

各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、本年度の年末年始労働災害防止強化運動を展開しましょう。

実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月31日

運動標語

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

(中央労働災害防止協会年末年始無災害運動スローガン)

事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- ①経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ②安全衛生パトロールの実施
- ③機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ①KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ②安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤火気の点検、確認などの火気管理の徹底
- ⑥交通労働災害防止対策の推進
- ⑦過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑧健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- ⑨感染症拡大防止対策の徹底
- ⑩職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- ⑪自然災害等に伴う復旧、復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



茨城労働局・労働基準監督署

非定常作業時の災害を防ぐ！

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



- 1 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ(ロックアウト)。
- 2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」などの表示をする。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業が終了したら…

- ・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。
- ・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

転倒に注意！

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。



チェックしてみよう! 例えば…

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
保護帽や保護手袋を着用する。
- 2 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちは大危険!
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

表1 茨城県内の労働災害発生状況(令和5年)

(令和5年10月末速報値)

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減	
	R4年	R5年	R4年	R5年		
	1月~10月	1月~10月	1月~10月	1月~10月	死傷(%)	死亡(%)
計	2,288	2,386	25	16	98 (4.3)	-9 (-36.0)
製造業	640	668	8	4	28 (4.4)	-4 (-50.0)
食料品	202	225	1	0	23 (11.4)	-1 (-100.0)
化学	75	64	1	1	-11 (-14.7)	0 (0.0)
金属製品	99	105	1	1	6 (6.1)	0 (0.0)
建設業	229	211	11	4	-18 (-7.9)	-7 (-63.6)
土木	53	59	4	1	6 (11.3)	-3 (-75.0)
建築	119	117	4	3	-2 (-1.7)	-1 (-25.0)
その他	57	35	3	0	-22 (-38.6)	-3 (-100.0)
運輸交通業	311	311	2	2	0 (0.0)	0 (0.0)
道路貨物運送業	286	287	2	2	1 (0.3)	0 (0.0)
貨物取扱業	43	46	0	1	3 (7.0)	1 (-)
陸上貨物取扱業	37	41	0	0	4 (10.8)	0 (0.0)
農林業	43	54	0	3	11 (25.6)	3 (-)
畜産水産業	82	102	0	0	20 (24.4)	0 (0.0)
商業	329	335	1	1	6 (1.8)	0 (0.0)
小売業	239	241	1	1	2 (0.8)	0 (0.0)
社会福祉施設	170	186	0	0	16 (9.4)	0 (0.0)
飲食店	81	77	0	0	-4 (-4.9)	0 (0.0)
その他	360	396	3	1	36 (10.0)	-2 (-66.7)

※ 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

表2 全国の労働災害発生状況(令和5年)

(令和5年10月末速報値)

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減	
	R4年	R5年	R4年	R5年		
	1月~10月	1月~10月	1月~10月	1月~10月	死傷(%)	死亡(%)
計	96,830	99,353	584	545	2,523 (2.6)	-39 (-6.7)
製造業	19,891	20,315	116	101	424 (2.1)	-15 (-12.9)
建設業	10,780	10,810	216	161	30 (0.3)	-55 (-25.5)
交通運輸事業	2,165	2,263	7	7	98 (4.5)	0 (0.0)
陸上貨物運送事業	12,406	12,198	62	80	-208 (-1.7)	18 (29.0)
港湾運送業	265	256	1	4	-9 (-3.4)	3 (300.0)
林業	907	902	24	21	-5 (-0.6)	-3 (-12.5)
農業・畜産・水産業	2,282	2,322	15	19	40 (1.8)	4 (26.7)
商業	15,722	15,743	52	52	21 (0.1)	0 (0.0)
小売業	11,950	11,728	27	29	-222 (-1.9)	2 (7.4)
社会福祉施設	8,958	9,866	4	7	908 (10.1)	3 (75.0)
飲食店	3,765	4,105	1	4	340 (9.0)	3 (300.0)
その他	19,689	20,573	86	89	884 (4.5)	3 (3.5)

※ 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

令和5年 県内の労働災害発生状況

(令和5年10月末速報値)

事故の型別の労働災害(休業4日以上)の死傷災害)

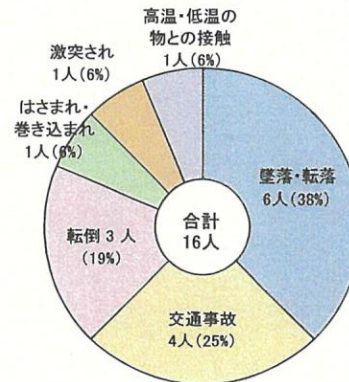
※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

資料No.4

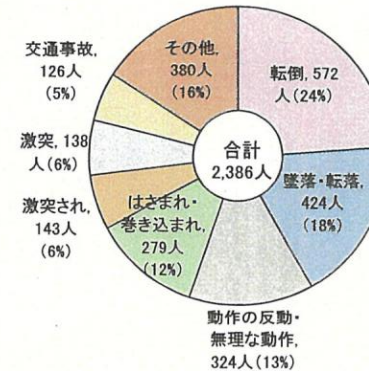
業種別	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	その他	合計
計	(6) 424	(3) 572	138	108	(1) 143	(1) 279	116	(4) 126	324	(1) 156	(16) 2,386
製造業	(1) 80	125	41	49	(1) 39	(1) 156	44	(1) 6	78	50	(4) 668
食料品	23	61	15	9	5	50	15	2	26	19	225
化学	(1) 12	10	3		4	17	2		11	5	(1) 64
金属製品	8	13	11	15	9	(1) 26	9		8	6	(1) 105
建設業	(3) 71	20	8	17	17	29	16	2	18	(1) 13	(4) 211
土木	20	3	2	7	6	10	2		5	(1) 4	(1) 59
建築	(3) 40	12	6	7	9	12	11	1	13	6	(3) 117
その他	11	5		3	2	7	3	1		3	35
運輸交通業	(1) 108	47	21	7	11	30	3	(1) 24	44	16	(2) 311
道路貨物運送業	(1) 104	40	20	7	11	29	3	(1) 18	41	14	(2) 287
貨物取扱業	(1) 3	12	5	2	5	5		2	8	4	(1) 46
陸上貨物取扱業	2	11	5	1	4	5		2	8	3	41
農林業	9	(3) 10	1	5	8	8	7		6		(3) 54
畜産水産業	22	28	5	2	26	5	1	1	9	3	102
商業	42	104	23	13	13	18	17	(1) 45	40	20	(1) 335
小売業	26	82	13	7	4	10	16	(1) 41	28	14	(1) 241
社会福祉施設	17	68	11	4	8	3	4	1	61	9	186
飲食店	9	26	2	1		2	11		9	17	77
その他	63	132	21	8	16	23	13	(1) 45	51	24	(1) 396

(注) 1 休業4日以上)の死傷災害は、労働者死傷病報告より作成した。
2 ()内は、内数で死亡災害であり、死亡災害報告より作成した。

死亡災害



死傷災害



令和 5 年 死亡災害事例

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型		災害の概要
			起因物		
No.1、2 2月 11～12時	作業員・ 技能者 30歳代 2年 作業員・ 技能者 40歳代 10年	木材伐出業	転倒		被災者2名はクローラー式高所作業車先端のバケット(定格荷重200キロ)に乗り、チェーンソーで高さ約10メートルの樹木の枝払いをしていたところ、高所作業車が後方に倒れ、バケットから投げ出された2名はコンクリート地面に落下し、死亡した。
			高所作業車		
No.3 2月 4～5時	貨物自動車 運転者 60歳代 46年	一般貨物 自動車運送業	墜落・転落		飼料運搬車(最大積載量7850kg、高さ348cm)のタンクに上り、蓋を閉めていたところ、何らかの理由で墜落し、死亡した。
			トラック		
No.4 2月 16～17時	その他の職種 20歳代 2年	保険業	交通事故		営業先へ向かうため、社有車(普通乗用車)で片側1車線の道路を走行中、対向車線を走行していた移動式クレーンと正面衝突した。
			乗用車・バス・バイク		
No.5 3月 20～21時	管理者 60歳代 30年	自動車整備業	交通事故		顧客の板金修理車両を引き取るため、3tレッカー車を運転し、高速道路を走行中、渋滞していた前方の車両に追突した。
			その他の動力運搬機		
No.6 4月 13～14時	作業員・ 技能者 20歳代 0か月	プラスチック 製品製造業	墜落・転落		トレーラーの荷台の端に、フォークリフトが乗り入れできる架台を設置して荷下ろしをしていたところ、架台がずれてフォークリフトごと荷台から転落した。
			フォークリフト		
No.7 4月 9～10時	貨物自動車 運転者 20歳代 7か月	一般貨物 自動車運送業	交通事故		被災者が運転するトラックが中央分離帯に乗り上げ、その弾みで反対車線に進入し、反対車線を走行していた大型トラックと正面衝突した。
			トラック		
No.8 5月 11～12時	大工 50歳代 20年	木造家屋建築 工事業	墜落・転落		個人の木造住宅の新築工事現場において、梁の上を歩いていたところ、足場最上部に設置していた単管に頭部をぶつけてバランスを崩したため、3.5メートル下のコンクリート床面に墜落した。
			屋根・はり・もや・けた・合掌		
No.9 6月 2～3時	作業員・ 技能者 50歳代 11年	その他の金属 製品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ		レーザー加工機の清掃作業中、別の作業員が運転する天井クレーンの接近に気づかず、天井クレーンとレーザー加工機との間に頭部を挟まれ、死亡した。
			クレーン		
No.10 6月 9～10時	積卸作業員 70歳代 17年	一般港湾 運送業	墜落・転落		フレコンバックに入っている船具をユニック車(最大積載量2.7t)に積み込んだ後、荷台の上で荷に防水シートを掛けていたところ、荷台から地面に墜落した。
			トラック		

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型		災害の概要
			起因物		
No.11 7月 18～19時	解体工 40歳代 20年	その他の建築 工事業	墜落・転落 屋根・はり・ もや・けた・ 合掌		建物の解体作業において、スレート屋根を取 外す作業中、スレートを踏み抜き、5.3m下に墜 落し、死亡した。
No.12 7月 14～15時	その他の 作業者 20歳代 0か月	その他の土木 工事業	高温・低温 の物との接 触 高温・低温 環境		駐車場の舗装工事において、午前8時から資 材等を運搬する作業に従事していたが、午後2 時頃に気分が悪くなり、車内で休憩していた。 その後、病院へ搬送されたが熱中症の疑いで死 亡した。 当日の最高気温は 32.0 度を記録していた。
No.13 7月 18～19時	作業者・ 技能者 60歳代 3年	クリーンギ 業	激突され エレベ ータ、リフト		クリーニングの預かり品保管用倉庫に設置 されていたエレベータを使用していた時に、ワ イヤロープが切れ、搬器の下にいた被災者が 下敷きとなった。
No.14 9月 8～9時	作業者・ 技能者 50歳代 23年	建築設備 工事業	墜落・転落 開口部		2階建て工場棟の新築工事現場において、2 階天井部の照明器具の取付状況を確認してい たところ、床面に設けられた開口部から 2.8m 下の1階床面に墜落し、死亡した。開口部には、 塗装作業で使用した段ボールが被せられてい た。
No.15 9月 7～8時	運転者 30歳代 10年	新聞販売業	交通事故 乗用車・バ ス・バイク		午前3時頃から災害発生場所付近で新聞配 達を行っていたが、被災者が配達から戻ってこ ないことを心配した同僚が探しに行ったところ、 運転していたバイクを用水路で発見。その 後、下流で被災者を発見したもの。災害発生時、 配達地域には大雨・洪水警報が発令されていた ものの、目撃者がいないため用水路に転落した 原因は不明（調査中）である。
No.16 9月 12～13時	作業者・ 技能者 70歳代 6か月	農業	転倒 フォーク リフト		フォークリフトを運転して事業場敷地内の 下り坂を走行中にフォークリフトごと転倒し、 その下敷きになって、死亡した。

※ 死亡災害事例は速報であり、今後変更することもあります。

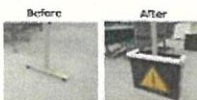
労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

資料No.6

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が高止まりしています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
 >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入(★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
 >バックヤード等も含めた整理、整頓(物を置く場所の指定)の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒
 >敷地内(特に従業員用通路)の凹凸、陥没穴等(ごくわずかなものでも危険)を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒
 >適切な通路の設定
 >敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
 >設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 >転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒
 >従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する(★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
 >水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
- 水場(食品加工場等)で滑って転倒
 >滑りにくい履き物の使用(労働安全衛生規則第558条)
 >防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工(★)
 >隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒
 >雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

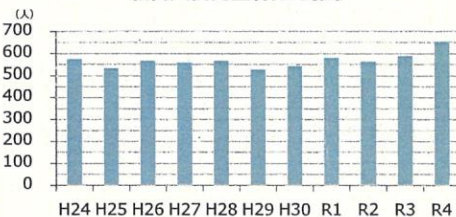


(★)については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます
 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



茨城県の転倒災害の発生状況(休業4日以上、令和4年)

転倒災害発生件数の推移



転倒による怪我の態様

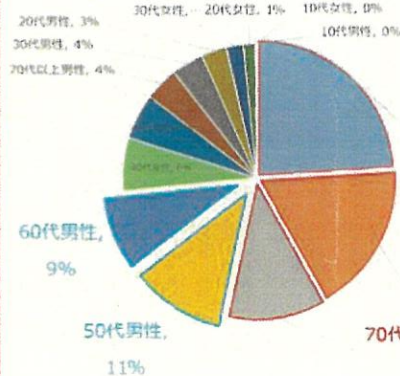
- **骨折(約67%)**
 - ・ 打撲
 - ・ 関節の障害(捻挫、亜脱臼など)など

転倒災害による平均休業日数(※労働者死傷補償報告による休業見込日数)

43日

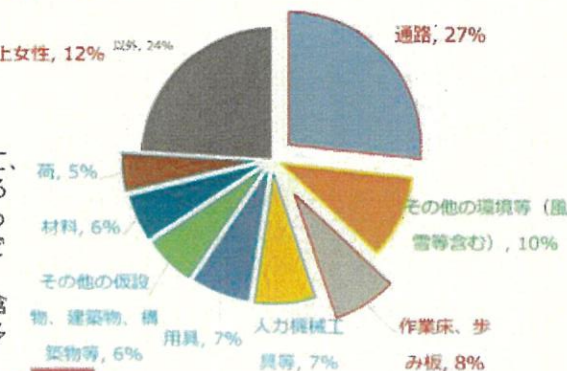
50代以上女性の転倒災害が多いものの、50代、60代の年齢とともに男性の転倒災害も多く発生している。
 また、30代以下の年齢層では女性よりも男性の転倒災害が多い

性別・年齢別内訳



転倒災害が起こりやすい環境として、通路や作業床、歩み板等の歩行する場所に加え、用具や材料、荷といった身の回りの物に“つまずく”ことで転倒災害が発生している。
 また、その他の環境等(風雪等を含む)の“滑りやすい”環境において多く発生している。

主な原因と対策




転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
 →「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 →対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
 →「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」(内閣府ウェブサイト)



職長等のみなさまへ

～動力機械の「はさまれ・巻き込まれ災害防止」にご協力下さい～

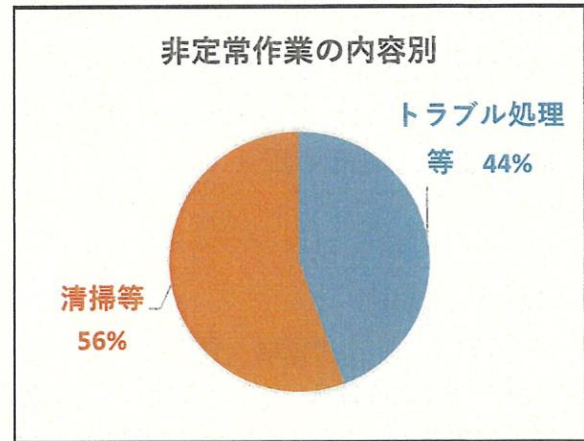
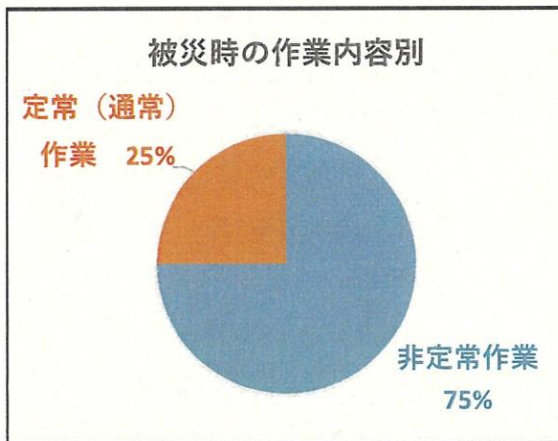
 厚生労働省茨城労働局

茨城県内の食料品製造業では、令和5年1月から7月に動力機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」が24件発生しています。被災時の作業内容別では、非定常作業が18件（75%）、定常作業（通常作業）が6件（25%）でした。

非定常作業の内容を詳しくみると、動力機械の異常時におけるトラブル処理、修理、点検（以下「トラブル処理等」といいます。）において発生したものが8件（44%）、清掃等において発生したものが10件（56%）で、これらの非定常作業のうち16件（89%）では、動力機械を停止させずに作業を実施していたことが原因とみられる災害でした。

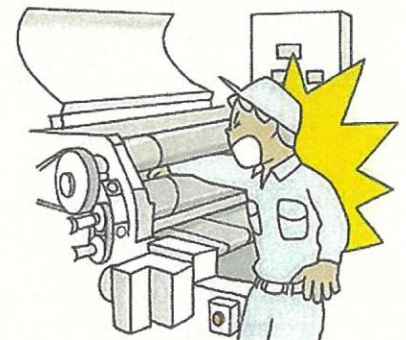
動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の多くが非定常作業で発生しており、これらの防止には、非定常作業の作業手順を定め、動力機械を確実に停止させて行うことが重要です。

職長等のみなさまには、特に動力機械のトラブル処理等の非定常作業において、労働者が安全に作業を行うよう直接指導、監督するなど、災害防止対策の推進にご協力をお願いします。



職長等のみなさまへのお願い

- 1 動力機械に異常が発生し、そのトラブル処理等の非定常作業を行う場合は、動力機械を確実に停止させてから行うことを徹底して下さい
- 2 労働者が安全に作業を行うよう、直接指導、監督して下さい



STOP！動力機械災害
 ※動力機械のトラブル処理等は必ず機械を停止させてから行いましょう

動力機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の発生状況

事例1	発生状況	対策のポイント
	<p>食品を個梱包する機械を使用中に、機械の可動部分に物が落ちたので、それを取り除こうとしたところ、手指をはさまれ切断した。</p> <p>なお、事業場では、機械を使用中に不都合が生じた場合は、一時停止させて行うルールとなっていた。</p>	<ul style="list-style-type: none">・動力機械を確実に停止させてから行う・ルールを守り作業を行うよう安全教育を実施する
	<p>事例2</p> <p>ベルトコンベア上で選別作業中、コンベアシュート部分に細かい原料がたまっていたのでローラーを回したまま手で掻き出して取り除いていたところ、手袋が機械に巻き込まれ、指も挟まれ骨折した。</p>	<ul style="list-style-type: none">・動力機械を確実に停止させてから行う
	<p>事例3</p> <p>加工食品のたれを充てんする機械の修理を行っていたところ、電源を切って作業していたつもりが切れていなかったため、機械が作動し、ピストン箇所指を挟まれ切断した。</p>	<ul style="list-style-type: none">・動力機械を確実に停止させてから行う
	<p>事例4</p> <p>パン生地を分割する機械での作業が終了し、清掃作業を行っていたところ、誤って作動ボタンを押してしまい、手をはさまれた。</p>	<ul style="list-style-type: none">・機械の電源を遮断して行うなど、誤操作しても機械が作動しない状態で清掃を行う

(関係規則)

労働安全衛生規則第107条

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

(職長等の能力向上教育)

令和2年3月、製造業における職長等能力向上教育の実施に関する通達が厚生労働省より示されました。（令和2年3月31日付け基発0331第7号）

職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、**職長能力向上教育を実施することが求められています**。

職長等能力向上教育を受講しましょう

令和5年度 年末年始無災害運動実施要領

参考

1 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

本年8月末までの労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)において、前年同期に比べて休業4日以上死傷者数は、全体で2.4%増加しており、業種別では製造業で1.9%、第三次産業で4.6%増となっている。事故の型別では「転倒」が2.6%、「動作の反動・無理な動作」で7.1%の増加が見られる。

こうした状況の中で、特に年末年始は慌ただしい中で大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非正常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにし、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月15日までとする。

3 運動標語

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- 1 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- 2 報道機関等を通じての周知
- 3 リーフレット等の制作および配布
- 4 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
 - 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
 - 2 安全衛生パトロールの実施
 - 3 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
 - 4 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
 - 5 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
 - 6 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (2) 年末年始に実施状況を確認する事項
 - 1 KY(危険予知)活動を活用した非正常作業における労働災害防止対策の徹底
 - 2 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
 - 3 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
 - 4 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
 - 5 火気の点検、確認など火気管理の徹底
 - 6 交通労働災害防止対策の推進
 - 7 過重労働をしない・させない職場環境づくり
 - 8 健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
 - 9 感染症拡大防止対策の徹底
 - 10 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
 - 11 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
 - 12 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

主唱：中央労働災害防止協会
後援：厚生労働省

年末年始 無災害 運動

令和5年度
年末年始無災害運動標語

健康と安全で
幸せつなぐ年末年始

2023
12/1

2024
1/15

全ての働く人々に安全・健康を ~Safe Work, Safe Life~

JISHA 中災防

中央労働災害防止協会 (中災防)

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
[TEL] 03-3452-6449 [E-mail] koho@jisha.or.jp
お問い合わせは総務部 広報課まで



賛助会員募集中

特典

- 研修会が会員価格に
- 安全週間時などにポスター等をお届け
- 定期刊行物の配布
- 会員専用サイトによる安全衛生情報の発信

年末年始の災害防止を徹底しよう!

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントを紹介します。

非常作業時の災害を防ぐ!

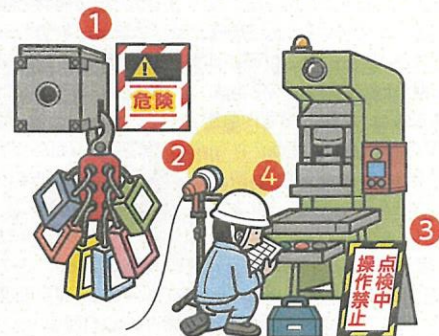
大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門と関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



- 1 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ(ロックアウト)。
- 2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」などの表示をする。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業が終了したら...

- ・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。
- ・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
保護帽や保護手袋を着用する。
- 2 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちは危険!
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

感染症予防対策の徹底

感染症拡大防止のための3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けながら、効率的に作業を進めることが大切です。



転倒に注意!

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安定な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。



チェックしてみよう! 例えば...

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉塵はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

■出発前の準備

- ・目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。
- ・タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

■「急」のつく運転を避ける

- ・急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。時間と心に余裕を持って!

■凍結しやすい場所に注意

- ・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。



「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品



ご購入はコチラ ▶

<https://www.jisha.or.jp/order/index.php>
TEL 03-3452-6401 (出版事業部 受注専用)